貯蔵施設等

バルク特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

1. 変更の理由
2. バルク特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称：

所在地：

1. 変更の内容

変更前：

変更後：

1. バルク特定設備の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 設備内容 | 規格及び仕様 | 設置数 | 備考 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |

1. 貯蔵能力(液化石油ガス法施行規則第1条第5号の該当する計算式)

貯蔵能力の計算

W＝

1. バルク特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

（液化石油ガス法施行規則第54条各号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 第１号 | バルク容器該当なし |  |
| 第２号 | バルク貯槽の基準 |  |
| 1. バルク貯槽の基準適合性   バルク貯槽は高圧ガス保安法第５６条の４第１項に定める「特定設備検査合格証」又は同法第５６条の６の１４条第２項に定める特定設備基準適合表を有するものであること。 |  |
| 1. 設備距離  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 保安物件 | 設備距離 | 実測距離 | 対象物件 | | 第１種保安物件 |  |  |  | | 第２種保安物件 |  |  |  |  1. 貯蔵能力　＿＿＿＿＿×＿＿＿＿＿＝＿＿＿＿＿ 2. 設備距離 3. 設備距離の不足に対する障壁の必要性［有・無］ 4. 材料 5. 寸法　（高さ）＿＿＿　（厚さ）＿＿＿＿ 6. 配筋　＿＿＿＿＿　間隔　（縦）＿＿＿　（横）＿＿＿＿ 7. 地盤面下に埋設の必要性［有・無］ |  |
| 1. 火気取扱施設距離等 2. 火気取扱施設の種類 3. 火気取扱施設までの距離＿＿＿＿＿ｍ 4. 火気取扱施設までの距離が５ｍ以内の場合の障壁［有・無］ 5. 材料 6. 高さ 7. 迂回水平距離 |  |
|  | 1. 消火設備、防消火設備 2. 型式　　　　　　　　　　能力単位 3. 個数 4. 設置場所 5. 防消火設備［有・無］　種類： |  |
| 1. 規則19条第３号ハ及び第４号から第６号に対応する事項 |  |
| 第19条  第３号 | ハ　バルク貯槽は、次の基準に適合したものを設置する。 |  |
| 1. 安全弁 2. 液面計 3. 過充てん防止装置 4. カップリング用液流出防止装置付き液取入弁 5. ガス放出防止器付きガス取出弁 6. ガス放出防止器付き液取出弁 7. 均圧弁用カップリング 8. ふた付きプロテクター 9. LPガス、火気厳禁の表示 10. 緊急連絡先の表示 11. 腐食防止措置 12. 底部の腐食及び転倒防止するための材質及び構造を有する支柱又はサドル等 |  |
| 第４号 | 漏洩試験 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第５号 | ガス漏れ検知器 |  |
| 第６号 | バルク貯槽と調整器の間の再液化防止措置 |  |
| 第54条  第２号 | へ　規則第19条第３号ニ(1)～(5)の基準に対応する事項 |  |
| 第19条  第３号 | ニ　地盤面上に設置するバルク貯槽は、次の基準に適合したものを設置する。 |  |
| 1. バルク貯槽の基礎 2. 車両接触防止措置 3. バルク貯槽の固定状況 4. バルク貯槽の接地 5. 安全弁の放出管 |  |
| 第54条  第２号 | ト　地盤面下に埋設するバルク貯槽  チ　貯蔵能力が3,000kg以上のバルク貯槽 |  |
| 第54条第３号 | 第18条第４号から第７号まで、第10号及び第19号から第21号に対応する事項 |  |
| 第18条  第４号 | バルク貯槽、気化装置、調整器等の選定  　別紙等に選定根拠を記載すること。 |  |
| 第５号 | 腐食、割れ等の欠陥 |  |
| 第６号 | 腐食防止措置 |  |
| 第７号 | 使用材料 |  |
| 第10号 | 漏洩試験 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第19号 | 気化装置に関する基準   1. 腐食、欠陥のないものを使用すること。 2. 2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用すること。 3. 直火で液化石油ガスを加熱する構造でないこと。 4. 液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講ずること。 5. 温水により液化石油ガスを加熱する構造のものは温水部に凍結を防止するための措置を講ずること。   ※気化装置のメーカー、型式、処理能力 |  |
| 第20号 | 調整器に関する基準   1. 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。 2. 耐圧、気密試験 3. ２段式減圧用２次側のものを除く調整器   耐圧試験　2.6MPa以上　　気密試験　1.56MPa以上   1. ２段式減圧用２次側の調整器   耐圧試験　0.8MPa以上　　気密試験　0.15MPa以上   1. 調整圧力、閉そく圧力（２段式減圧用１次側のものを除く。） 2. 生活用の調整器   調整圧力　2.6kPa～3.3kPa　　閉そく圧力　3.5kPa以下   1. 生活用以外の調整器   調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用すること  ※　調整器の種類、メーカー、型式、容量 |  |
| 第21号 | 地下室等に係る供給管の緊急遮断装置 |  |